

(宛先) 枚方市長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月 ~ 令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、枚方市内に居住していることを枚方市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していること及び利用料の支払い状況を、枚方市が対象施設に確認すること。
3. 課税状況を枚方市が確認すること。

なお、施設等利用費の審査に基づき枚方市が決定した額を支払金額とします。口座に振込を行いますので、決定した額については、口座の振込額にてご確認下さい。
また、幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します。

〔教示〕
支払金額の決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求を行うことができません。また、この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、枚方市を被告として(市長が被告の代表者になります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※請求者は施設等利用給付認定通知に記載の保護者を記入して下さい。

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名	署名(自署)又は記名押印	認定子どもとの続柄	子どもの()	現住所	
	※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です ※署名の場合、押印不要です				電話:

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名		法第30条の4の認定種別	☐ 新2号 (3~5歳児クラス)		
			☐ 新3号 (0~2歳児クラス)		
今回の請求期間内で枚方市に転入 または枚方市外に転出した場合のみ記入		転入日	令和 年 月 日		
		転出日	令和 年 月 日		

※月の途中で枚方市から転出した場合や、他の市区町村から転入した場合は、請求先の市区町村が複数となる場合があります。
詳しくは事前にお問い合わせください。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1・※2)

☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 変更 ※ 1 前回の請求から変更がない場合は継続にチェックし、口座は記入不要です。		
金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	
口座名義(カタカナ)		

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	月額利用料 (対象の保育料のみ) ※3	月	円
	施設・事業名		月	円
			月	円
			月	円
			月	円
			月	円

<裏面も記入して下さい>

②	フリガナ		月額利用料 (対象の保育料のみ) ※3	月	円
				月	円
	施設・事業名			月	円
				月	円
				月	円
				月	円
③	フリガナ		月額利用料 (対象の保育料のみ) ※3	月	円
				月	円
	施設・事業名			月	円
				月	円
				月	円
				月	円

①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※3 月額利用料には、無償化の対象となる保育料のみを記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料合計 (a) ※5・6	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額利用料合計 (b) ※4・5・6	月額利用料合計 (a+b=c)	月額上限額 (d) ※7	請求額 (cとdの低い方) (e)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
				(e) の計	円

※4 育児休業を認定事由として保育の必要性の認定を受けている方は、一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業は無償化の対象外となりますのでご注意ください。

※5 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、若しくは「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※6 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※7 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合若しくは、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 本市での認定日からの日数÷その月の日数

注) 枚方市において、領収証・提供証明書等を審査した結果、請求額と支払金額に差異が生じる場合があります。

枚方市記入欄 (決定額)	円
-----------------	---